医療費が町の財政を圧迫!!

―国保財政の健全化に向けて―

国民健康保険制度は、病気やケガなどの治療を安心して病院等で受けられるよう、加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合っていく制度で、この保険税が医療費の支払いに充てられています。

【増加し続ける医療費、伸び悩む保険税収入】

国民健康保険財政が深刻化している最大の要因は、年々増加を続ける医療費です。この医療費の伸びに対して、保険税収入は伸び悩み、その不均衡な状況はますます拡大してきています。

平成18年度の医療費は、27億9,066万円、保険税収入は、10億3,290万円となっていて、平成16年度からの3年間で比較すると、医療費は、年々増加して4億5,357万円（19.4%）も増加しています。（表1）それに対して、保険税収入は、わずか1,470万円（1.4%）の増となっています。（表2）

支出の医療費の大幅な増加に対して、収入の保険税が追いついていかない状況にあり、その格差は年々大きくなっています。

【国保会計の財源不足は町税で補てん】

国民健康保険財政は、加入者の高齢化などに伴う医療費の増加と保険税収入の増加が期待できないなど、恒常的な財源不足が続き、財源確保が厳しい状況にあります。

このような中で、国民健康保険財政の安定的な運営を図るため、毎年度、一般会計からの繰出金（税金）を国民健康保険会計に繰入し、医療費等の支払いに充て、収入不足を補っています。（表3）

【受益者負担の適正化】

国民健康保険の運営は、加入者が負担する保険税収入と国・県からの支出金などで賄うことを原則としています。

そのため、国民健康保険財政の安定的な運営を図るため、受益者負担（保険税）の適正化を図る必要があります。

【平成20年度から保険税の算定方法が変わります】

現在、国民健康保険税は、基礎課税額（医療費分）と40歳以上を対象とした介護納付金課税額（介護納付金分）の合算となっておりますが、平成20年度からは制度改革により新たに後期高齢者支援金課税額（後期高齢者支援金分）が合算となります。

後期高齢者支援金課税額とは、平成20年4月から開始される75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度に伴い、その医療費の財源の一部として国民健康保険加入者が新たに負担するものです。

◎問い合わせ　町民課
☎内線247・274

表1　医療費の推移

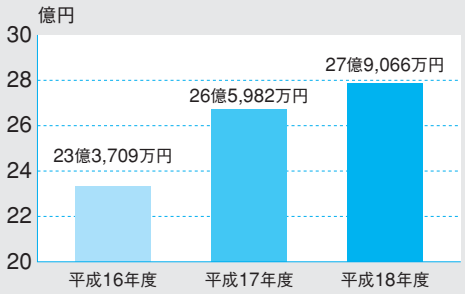

表2　国民健康保険税収入の推移

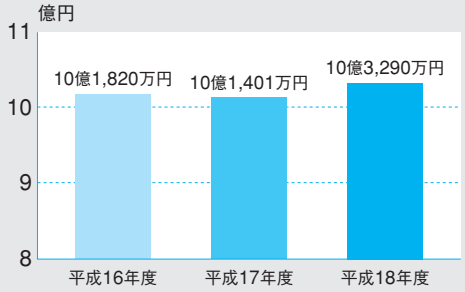

表3　一般会計からの繰入額

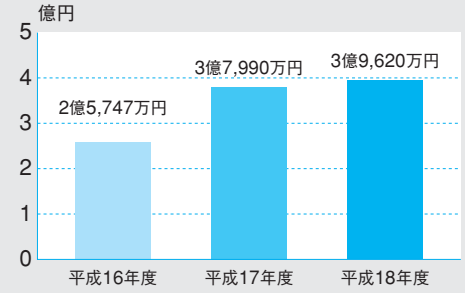

「交通事故対策訓練」を実施

12月17日（月）大磯運動公園で交通事故対策訓練を消防署及び国府分署合同で実施しました。

今回の訓練では、平成18・19年度に更新された救助工作車、救急車の各装置及び資器材を用い、普通乗用車・軽乗用車の破壊と事故車両内からの傷病者救出を行いました。

実際の車両を使用し、より実践的に、新規導入された装置及び資器材の効果・取扱い要領の再確認を行い、事故車両から傷病者を確実、迅速に救出する技能を修得することができました。

消防署では、各種災害に対して安全、確実、迅速に対応できるように、継続的に訓練を実施していきます。

◎問い合わせ
消防署　☎(61)0119